

事業名	新分野開拓チャレンジ企業総合支援事業費	財務コード (事業)	704201
-----	---------------------	---------------	--------

細事業名	経営革新支援事業費 〔フォローアップ事業委託(2) 訪問調査事業〕
------	--------------------------------------

担当部課室	産業労働 部 産業支援 課 経営革新 担当 (内線)	4666
-------	----------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 H18 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(委託)		
事業の目的	誰(何)を対象に 経営革新計画承認中小企業のうち、 本事業実施年度の前々年度に承認を 受けた企業	その対象をどのような状態にして 経営革新計画を実現している	結果、何に結びつけるのか 県内産業の活性化
	事業の内容 ※主に 23年度 フォローアップ事業委託 [平成23年度フォローアップ対象企業:平成21年度承認企業 26社] [平成24年度フォローアップ対象企業:平成22年度承認企業 24社] (1) フォローアップ調査・診断事業 経営革新計画実施中の中小企業に対して、承認計画の進捗状況や課題等に関する調査を行った後、公益財団法人やま なし産業支援機構(以下「支援機構」という。)所属の中小企業診断士が、簡易な事後経営診断を実施して必要となる助言を 行うとともに、訪問調査事業の必要性に関する調査を行う。 [平成23年度実績:12社] (2) 訪問調査事業 (1)の調査等の結果、経営目標を達成していない中小企業に対して経営改善の支援を行うため、支援機構所属の中小企 業診断士が訪問して、必要な診断・助言を行う。《1企業につき1回》 [平成23年度実績:6社]		
根拠法令等	・中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 第9条・第10条・第33条 行政庁(国、都道府県等)は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」第9条・第10条に基づき経営革新計画の承認を行うこととされ、同法第33条において、承認経営革新計 画に従って行われる経営革新のための事業に必要な資金の確保に努めるものとされている。 ・中小企業支援法第3条第1項の規定に基づき定められた国の中小企業支援計画 中小企業支援計画の中に、①都道府県は「経営革新計画の承認を受けた中小企業等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する事業」、②「その他、地域の実情に応じ、地域 資源活用、農商工連携などの新たな事業の取組に対する支援事業」の実施や、中小企業に対する適切な支援が確保されるよう必要な予算の確保に努めることを期待すると記されている。		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	訪問調査実施数 (実企業数)	0	6	6	6	6	活動指標 目標設定の考え方 過去の実績を参考にした。
	活動指標達成率 (実績値/目標値)		100.0 %				データの出典等 予算見積書
成果指標	成果指標達成率 (実績値/目標値)			%			成果指標 目標設定の考え方 データの出典等
	決算額、予算額 (千円) うち一財額	0	189	189	189	189	成果指標によらない成果
所要時間(直接分)	32 時間	32 時間	32 時間	32 時間	32 時間	訪問先の企業からは本事業実施後も 継続的な支援への要望が多く、本事業 の訪問調査がきっかけとなり支援機構 の補助金事業及び設備貸与等の支援 策を利用したケースもあり、中小企業の ニーズに応えた事業として成果を上げ ている。	
所要時間(間接分)	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間		
所要時間計	32 時間	32 時間	32 時間	32 時間	32 時間		
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	65	65	65	65	65		

III これまでの事業の見直し・改善状況

平成23年度は経営革新計画実施中の中小企業に対して、訪問調査事業の周知に努めた。

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
H23年度 活動指標 達成率		
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
H23年度 成果指標 達成率		中小企業診断士の訪問調査は1企業につき1回のみであるため、経営革新計画の実現に至る程の成果には結び付かないが、本事業の訪問調査がきっかけとなり支援機構の補助金事業及び設備貸与等の支援策を利用するケースがあり、訪問先企業への一貫した継続支援が可能な事業に見直すことで、成果の向上が見込まれる。
	c	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
有	訪問先の企業からは本事業実施後も継続的な支援への要望が多いが、本事業による支援機構所属の中小企業診断士の訪問調査は1企業につき1回のみであるため、調査後の訪問先企業に対して継続した支援が必要である。 そのため、中小企業経営革新サポート事業のプロジェクトマネージャーによるハンズオン支援と連携することで、より中小企業のニーズに応えた支援を実施することとし、中小企業経営革新サポート事業の拡充を検討する。	

・「IV以外の判断項目」の欄
 必要性(a. 目的の達成 b. 新たな課題への対応 c. 対象の変化 d. ニーズの変化 e. 法律・制度の改正) 官or民(f. 民間等実施) 官の役割分担(g. 市町村等へ移管) 効率性(h. 外部委託 i. 経費節減 j. 類似事業と統合・連携 k. 所要時間の縮減 l. プロセスの改善) m. その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	本事業による訪問調査後の訪問先企業に対して継続支援を行うため、中小企業経営革新サポート事業のプロジェクトマネージャーによるハンズオン支援と連携することとし、中小企業経営革新サポート事業の拡大(プロジェクトマネージャー1名増員)を行った。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。